

農地の転用について「市街化区域の農地」

【農地転用届出】

- 農地法第4条（農地の所有者自身が転用する場合） 4条届出
- 農地法第5条（農地の所有者以外が転用する場合） 5条届出

【必要書類】 全て1部提出

提出	必要書類	発行先	備考
<input type="checkbox"/>	届出書		届出者氏名は自署
<input type="checkbox"/>	土地登記簿謄本（全部事項証明書）	法務局	原本 証明日より3カ月以内
<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本	法務局	原本 転用者が法人の場合
<input type="checkbox"/>	法人定款		転用者が法人の場合 ※会社の原本証明
<input type="checkbox"/>	位置図		届出地を赤で表示
<input type="checkbox"/>	字図	法務局	原本 証明日より3カ月以内 届出地を赤で表示
<input type="checkbox"/>	排水同意書		地元区長・土地改良区
<input type="checkbox"/>	譲受人・貸借人の住民票		町外者の場合（法人除く）
<input type="checkbox"/>	農地の賃貸借（または使用貸借）の解約を証する書面の写し	農業委員会備付	小作契約が結ばれている場合
<input type="checkbox"/>	都市計画法第29条の規定による開発許可書（写）		1,000㎡以上で開発許可を要する場合
<input type="checkbox"/>	委任状		届出者が本人以外の場合（ <u>氏名自署</u> ）
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本・附票等住所のつながりが確認できる書類		土地登記簿謄本上の所有者住所と現住所が違う場合

【届出から受理通知書交付まで】

- 受付「随時」 → 受理通知書交付
 ※受理通知書受領後に転用